技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1　現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員のデータ

区　　分	砥部町				民間		A／B
	職員数（人）	平均年齢（歳）	平均給料月額（円）	平均給与月額 A（円）	平均年齢（歳）	平均給与月額 B（円）	
全　　体	29	46.1	243,714	258,249	－	－	－
学校給食員	9	53.2	232,250	232,694	43.4	225,700	1.0
用務員	3	54.0	241,801	242,468	53.9	227,200	1.1
浄化槽管理技能員	8	38.8	262,995	287,647	－	－	－
廃棄物処理作業員	4	45.3	234,830	269,568	43.3	299,800	0.9
その他	5	41.0	241,754	254,718	－	－	－

（注）１　「平均給料月額」とは、平成20年１月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

３　民間データは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成16年から平成18年の３ヵ年平均です。

４　民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものはありません。

(2) 年齢別職員数

平成20年1月1日現在

区　　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～60歳
全　　体	0	0	0	5	2	2	1	3	4	5	7
学校給食員								2	1	2	4
用務員									1	1	1
浄化槽管理技能員				2	1	2	1		1	1	
廃棄物処理作業員				1				1	1		1
その他				2	1					1	1

(3) その他の給与に関する事項

ア　給料表

行政職給料表(ニ)適用

イ　昇給基準

昇給は、毎年１月１日に同日前１年間における勤務成績に応じ、４号給（57歳を超える職員は２号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

現在の厳しい財政状況の下、多様化する住民ニーズに迅速かつ適確に対応するため、組織体制や事務事業の見直しを図りながら、給与、定員の適正化に努めます。

技能労務職員については、その職務の性格や内容を踏まえ、国、県、県内市町及び民間事業の従事者との均衡の原則を遵守した、適正な給与制度、運用に努めます。

3 具体的な取組方針

平成18年度に諸手当の総点検を実施し、技能労務職員にかかる特殊勤務手当（塵芥処理手当、浄化槽保守点検作業手当）を廃止しました。

給与については、人事院や県人事委員会の勧告等を参考に、適切な改定を実施し、一層の適正化に努めます。

4 その他

住民サービスの向上や行政運営の一層の効率化と民間活力の増進という観点から、本町が実施する業務については、行政と民間の適切な役割分担の下、効率性、専門性及び行政責任の確保等を充分踏まえながら、業務の民間委託推進や指定管理者制度の導入をめざします。

このような中で、技能労務職員については、原則として退職者不補充とするとともに、業務の見直しや、必要最小限の臨時職員等の雇用により、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に努めます。